

長野市上下水道局下水道取付管設置要綱

長野市水道局下水道取付管設置要綱（昭和63年6月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、下水道取付管の設置基準及び設置申込に関し必要な事項を定めることにより、下水道取付管の適正な設置を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 下水道取付管 排水設備として敷地境界付近に設置する検査口と下水道本管とを接続するために設置する管をいう。
- (2) 敷地 住宅等の建造物の敷地である土地又は建築予定の土地をいう。
- (3) 公共下水道特別使用許可 長野市下水道条例第29条第1項に規定する排水区域外の土地の所有者等に当該土地の汚水を公共下水道に流入することについて、長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が許可することをいう。

（設置基準）

第3 下水道取付管の設置基準は、1敷地につき1箇所とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、2以上の箇所に取付管を設置することができる。
- 3 前2項の基準に基づき設置する下水道取付管の設置費用は、上下水道局が負担するものとする。
- 4 第1項及び第2項の基準を超える箇所に下水道取付管を設置する場合は、その設置を希望する者がその基準を超える箇所に係る下水道取付管の設置費用を負担しなければならない。
- 5 公共下水道特別使用許可を受けた者が、下水道取付管の設置を希望する場合において、次の各号に掲げる条件のすべてを満たすときは、前4項の規定を準用する。
 - (1) 上下水道局が行う下水道本管工事に合わせて、下水道取付管の設置ができること。
 - (2) 下水道本管施工時において、敷地に生活雑排水施設若しくは便所が現存し、又は住宅等の建造物を建築する計画があること。
 - (3) 当該下水道本管の供用開始の公示後、1年以内に公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置し、3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）への改造又は設置をすることができること。

（設置申込書）

第4 下水道取付管の設置を希望する者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する下水道取付管設置申込書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 下水道本管の設置後、新たに下水道取付管を設置する必要があるとき。（公共下水道特別使用許可を受けた者を除く。）下水道取付管設置申込書（様式第1号）
- (2) 上下水道局が行う下水道本管工事に合わせて1敷地につき2以上の箇所に下水道取付管の設置を希望するとき。（公共下水道特別使用許可を受けた者を除く。）

下水道取付管増設申込書(様式第2号)

(3) 公共下水道特別使用許可を受けた場合において、下水道本管工事に合わせて下水道取付管の設置を希望するとき。(敷地に生活雑排水施設又は便所等が現存せず、住宅等の建造物を建築する計画があるときを除く。) 公共下水道特別使用許可による下水道取付管設置申込書(様式第3号)

(4) 公共下水道特別使用許可を受けた敷地に生活雑排水施設又は便所等が現存せず、住宅等の建造物を建築する計画がある場合において、下水道本管工事に合わせて下水道取付管の設置を希望するとき。 公共下水道特別使用許可(建築計画)による下水道取付管設置申込書(様式第4号)

2 管理者は、前項各号の設置申込書が提出されたときは、現地を調査の上、基準となる下水道取付管の箇所数を定めるものとする。

(竣工図)

第5 下水道取付管の設置工事を施工した者は、別表に定めるところにより下水道取付管の設置位置を竣工図に表示し、管理者に提出しなければならない。

(設置費用の請求)

第6 第4第1項第4号に規定する下水道取付管申込書により管理者が下水道取付管を設置した後に、第3第5項第2号に規定する計画が取止めとなり、かつ、当該計画の取止めに特別な理由がないと認めるときは、管理者は、下水道取付管設置申込書を提出した者に対し、下水道取付管設置費用相当分を請求することができる。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

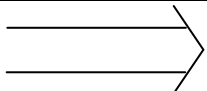
附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第5関係)

区 分	記 号
管理者が定める基準により設置したもの	
設置者の希望により設置したもの	